

# あじくり通信

## 建設分野 技能実習生の新しい受入れ基準について

昨年7月5日に国土交通省が公布した建設分野の技能実習生の受入れにあたっての新しい基準が、今年の1月1日から施行されました。実習生を受け入れている企業にとって大きな変更になります。詳しく述べるサイト（国土交通省の発表、出入国在留管理局・厚生労働省・国土交通省作成の運用要領）をご参照ください。

今回の新基準は、建設分野の実習生の失踪者数が分野別で最多であり対策が急務となっていること、失踪要因として報酬の変動や就労場所が変わり就労管理が難しいこと、在留資格「特定技能」・外国人建設就労者受入事業との整合性を図ることなどの背景を踏まえて制定されました。

**新基準は2020年1月1日以降新規に受け入れる実習生に対して適用され、既に受け入れている実習生は経過措置により対象外となります。**

◆**新基準(1)建設業の許可・建設キャリアアップシステムの登録など次の事項が必須になります。**

・技能実習計画の申請者は、建設業法第3条の規定に基づき**建設業の許可**を受けて

いること  
・申請者・実習生とも、**建設キャリアアップシステム(CCUS)**に登録していること

建設キャリアアップシステムとは、一人ひとりの技能者に交付するICカードに日々の就業実績を記録・蓄積していく仕組みです。技能者の技能と経験を業界で統一し、技能者の待遇改善や人材育成に活かすことを目指しています。

◆**新基準(2)実習生の報酬は月給制に**

実習生の報酬を、雨天休工などで賃金が変動する日給制ではなく、安定的な**月給制**にすることが義務化されます（「運用要領」に記載）。

◆**新基準(3)実習生の数が常勤職員の総数を超えない**



国土交通省  
の発表  
運用要領

**新基準実行スケジュール**  
◆2020(令和2)年1月1日から施行  
(1)建設業の許可・建設キャリアアップシステムの登録など  
(2)実習生の報酬は月給制に  
◆2022(令和4)年4月1日から施行  
(3)実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと（優良な実習実施者・監理団体は免除）  
※新基準は、2020年1月1日以降新規に受け入れる実習生に対して適用されます（既に受け入れている実習生は経過措置により対象外）

こと

※新基準(3)については、2022年(令和4年)4月1日からの施行になります。

ただし、技能実習3号の受け入れができる「優良な実習実施者・監理団体」は、受け入れ人数の上限規制が免除されます。優良な実習実施者以外の団体監理型技能実習の場合、施行後は常勤職員数までしか受け入れられないことになります。

## 地域とつながる実習生 中学校で実習生が講演

**兵庫県の公立中学校には**「トライヤー・ウィーク」というプログラムがあります。中学2年生が平日の5日間企業などに出向いて仕事を実体験するもので、1998年から実施されています。昨年4月、このプログラムに福千工業株式会社が参加しました。

同社にはベトナム人実習生が4名います（参加当時）。そこに地元の姫路市立香寺中学校の生徒4名がやってきました。中学生たちは月～金曜の午前9時から午後3時まで、現場で実習生たちと一緒に仕事をしました。塗装しないところにテープを貼ったり、最後は塗装にも挑戦しました。

年齢が近いので、昼休みの時間に実習生たちとよく話をしていたそうです。ベトナムのこと、日本のことなどお互い興味が尽きず、すぐに打ち解けました。

職場体験の後、中学校から

「実習生に全校生徒の前で仕事をことなどを話してほしい」と依頼があり、楠田勝己社長と3年目の実習生グエン・トゥアン・アインさんが体育館で話をしました。

アインさんは通訳なしで話しました。とても緊張したので、用意してきた話の内容はほとんど飛んでしまったそうですが、日本とベトナムの違い、自分のふるさとのこと、日本語の難しさ、仕事の大切さ、家族のことなどを30分くらい話しました。講演を聞いた中学生たちは、わずか3年で覚えた日本語の上達ぶりに驚いたり感動したりしていました。また、ベトナムという国に親近感を感じたようです。

トライヤー・ウィークの後、実習生と地域の人々との距離が一層縮まったそうです。気軽に「がんばってるね」と声をかけてくれたり、野菜や果物を分けてくれたりすること

◆福千工業株式会社  
事業内容：金属塗装  
現役実習生：5名（ベトナム人）



全校生徒300人を前に



質問にもていねいに答えました

もあるそうです。

楠田社長は、「実習生にとつても、いい日本語の勉強になりました。地元の人たちと一緒に作業をしながら日本の習慣などを学ぶので、トライヤー・ウィークの他に、祭りや掃除などにも参加していました」と話していました。

## 発行

アジアクリエーション協同組合

〒103-0021 東京都中央区  
日本橋本石町4-5-5 日本橋藤ビル4階  
Tel 03-3527-9833  
Fax 03-3527-9844  
<http://asia-creation.org/>

## 新型コロナウイルス 関連情報

(2020.3.24現在)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、技能実習関係機関でさまざまな対応がとられています。安心して実習を続けられるようご注意ください。

◆感染を防ぐために

予防法としては、こまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗うことが有効です。咳は、マスクやティッシュ、袖を使って口や鼻をおさえるよう実習生にご指導ください（裏面で実習生向けに図解）。

◆ベトナム保健省制作のコロナ撃退ソング（ベトナム語）



ヒット曲のメロディーに予防対策の歌詞をのせて、アニメで予防を呼びかけています。URL→

37.5度以上の熱が続くなど

感染が疑われる場合は、巡回担当者または各地の「帰国人・接触者相談センター」にご相談ください。URL→

◆外国人患者を受け入れる医療機関  
←URL  
◆雇用調整助成金の特例措置、休業の扱いなど

全業種、外国人労働者にも適用されます。厚労省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」URL→

◆技能検定・講習会・セミナーなど  
開催日が変更になる場合がありますので、ご確認ください。新型コロナウイルスの影響により技能実習責任者が講習を受講できなかった場合、技能実習計画認定申請に当初の養成講習の受講予定と今後の受講見込みを記載した資料を添付してください。

◆各種申請の対応  
3月中に在留期間の満了日を迎える実習生の在留資格および在留期間の更新許可申請については、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける措置がとられています。

◆入出国関係  
各国で新型コロナウイルス対策として入国制限措置が行われています。渡航については、最新情報を確認のうえご検討ください。外務省「新型コロナウイルス各国の入国制限措置」URL→

【ベトナム】すべての国・地域からの外国人の入国を停止。ベトナム国籍者も、日本から入国する際は新型コロナウイルス陰性である証明書がないと入国不可。ベトナム航空は4/30まで全日越路線を運休。【ネパール】4/30まで、すべての外国人に対する到着査証の発給を一時停止。

## INFORMATION

※2020.3.24現在の予定です

◆ベトナムフェスティバル in 福岡  
2020

日時 5月9日（土）・10日（日）  
10:00~19:00

会場 天神中央公園（福岡市）

◆ベトナムフェスティバル  
2020

日時 5月16日（土）・17日（日）  
10:00~20:00

会場 代々木公園イベント広場（東京）